

東北財務局における 復旧・復興への取組み



財務省東北財務局

<http://tohoku.mof.go.jp/>



目次

ページ

1. 財政面の取組み

- (1) 災害査定立会業務 1
- (2) 繰越事務の簡素化 1
- (3) 財政融資資金に関する特例措置 2
- (4) 被災者・被災地支援に向けた国有財産の活用 3
- (5) 国有地の活用に関する窓口一元化 4

2. 金融上の取組み

- (1) 「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用支援 5
- (2) 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 6

1. 財政面の取組み

(1) 災害査定立会業務

東日本大震災においては、多くの道路、河川、港等の公共施設や農地・農業用施設が被害を受けたことから、早期の復旧に向けて災害査定が継続されており、当局では査定立会を引き続き行っています。

- ◆ 迅速な災害復旧事業の実施に向けた査定手続きの簡素化

(例：公共土木施設)

- ・机上査定とする金額・原則3百万円未満を、5千万円未満へ引上げ
- ・保留とする金額・原則4億円以上を、30億円以上へ引上げ
- ・設計書添付図面の簡素化 など

- ◆ 災害復旧事業費決定額の推移

(平成29年3月末現在・速報値) (件・億円)

	22年災	23年災	24年災	25年災	26年災	27年災
件数	3,073	42,772	3,035	6,382	1,001	2,271
金額	84	39,425	457	494	139	452

	宮城県	岩手県	福島県	仙台市	その他	計
件数	19,628	6,736	12,979	1,461	1,968	42,772
金額	21,068	9,730	6,479	1,850	299	39,425

(注1) 23年災の災害査定立会は継続中。

(注2) 金額は単位未満を四捨五入しているため、23年災の各県内訳と計は一致しない。

- ◆ 災害査定立会の模様

(宮城県白石市内)



(2) 繰越事務の簡素化

- ◆ 東日本大震災復興特別会計予算(同特会からの繰入経費を含む)で措置された事業の平成28年度における事故繰越手続き簡素化
 - ・繰越理由書について、必要最低限の事項を簡潔に記載する様式とする。
 - ・事業概要、工程表、図面、契約書類等の資料提出を省略。
 - ・財務局によるヒアリングは行わない。

～東北地域の復旧・復興のために～

1. 財政面の取組み

(3) 財政融資資金に関する特例措置

被災地方公共団体に対し、財政融資資金の貸付・償還において、償還期限の延長や延滞利子の実質免除など、各種の特例措置を講じています。

※財政融資資金とは、地方公共団体が社会資本の整備(例:公立病院の建設)や災害復旧を行うための資金として、長期・低利で貸付けているものです。

◆ 貸付に関する特例措置

① 償還期限の延長(長期資金)

災害復旧事業債等の償還期限を延長
(10年以内から25年以内に延長)

② 地方短期資金(災害つなぎ資金)

東日本大震災により被害を受けた地方公共団体が、災害対策等を実施する際の一時的な資金不足に対応できるよう、地方短期資金(災害つなぎ資金)を用意したほか、手続きの簡素・迅速化を図っています。

③ 借入手続きの円滑化(長期資金)

借入申込書に添付する書類の簡素化

◆ 償還に関する特例措置

① 延滞利子の実質免除(平成23年3月25日定期償還分)

② 滅失施設に係る強制繰上償還の免除

財政融資資金で取得した施設が震災で滅失等した場合、復旧を行うかどうかにかかわらず、原則として、繰上償還を求めない取扱いとしています。

◆ 補償金免除繰上償還に係るフォローアップに関する特例措置

被災地方公共団体において、書類の流失等で財政健全化計画等の執行状況報告書の作成が困難と認められた場合には、理由書の提出により、当該報告書とみなす等の取扱いとしています。

1. 財政面の取組み

(4) 被災者・被災地支援に向けた国有財産の活用

地方公共団体を通じて、被災者の仮設住宅として国家公務員宿舎を提供しているほか、仮設住宅用地等として未利用国有地等が活用されています。

- ◆ 仮設住宅としての国家公務員宿舎の提供状況 (H29.3末時点)

	使用許可戸数
宮城県	123
青森県	0
岩手県	4
秋田県	0
山形県	1
福島県	40
合計	168



国家公務員宿舎への入居説明(福島県:吉倉住宅)

- ◆ 仮設住宅用地等としての未利用国有地等の提供状況 (H29.3末時点)

- ・仮設住宅 5件

- 宮城県 東松島市 (31,166㎡ 371戸)
- 多賀城市 (16,121㎡ 162戸)
- 気仙沼市 (2,567㎡ 16戸)
- 福島県 福島市 (3,656㎡ 18戸)
- 会津若松市 (4,065㎡ 26戸)

- ・仮設庁舎等 2件

- 福島県 南相馬市 (789㎡ 1棟)
- 郡山市 (2,592㎡ 1棟)

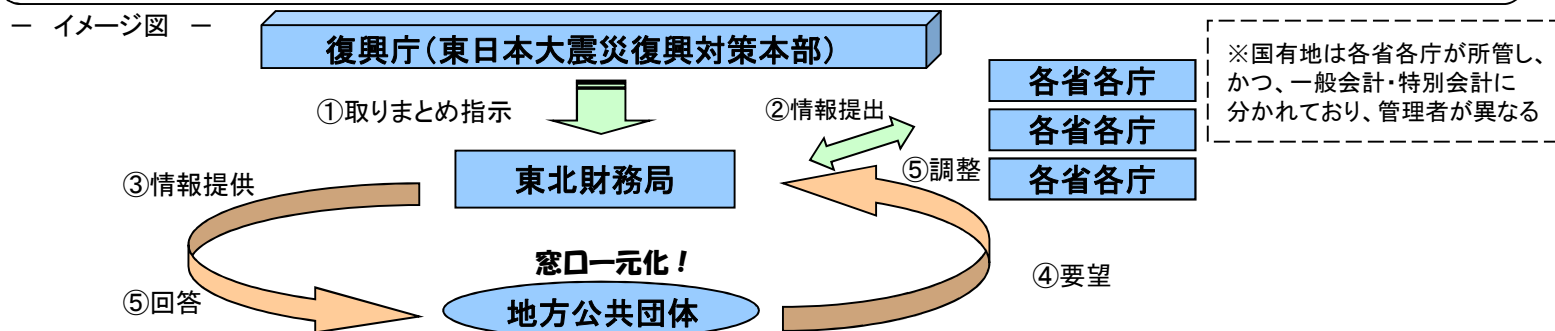
- ◆ 中小企業基盤整備機構で整備する仮設事務所、仮設店舗用地としての提供状況 (H29.3末時点)

- ・福島県 相馬市 1件 (378㎡ 1事務所)
- ・宮城県 東松島市 1件 (1,629㎡ 4店舗)

1. 財政面の取組み

(5) 国有地の活用に関する窓口一元化

国有地を活用した被災地域の街づくりにあたって、東北財務局を国の窓口として一元化し、手続きの迅速化を図り、円滑な調整を実施します。



◆ 【実績】(H29.3末時点)

地方公共団体名	用途	所在地等		提供日
福島県双葉町	町役場支所	福島県郡山市	農林水産省所管「旧仙台食糧事務所郡山支所庁舎」 (土地:991㎡、建物:建312㎡・延546㎡)	H23.10.5
宮城県	復興応援職員向け仮設宿舎	宮城県石巻市	国土交通省所管「旧国土交通省職員宿舎敷地」(土地:1,612㎡)	H24.5.29
福島県富岡町	町役場仮庁舎	福島県郡山市	財務省所管「旧福島地方法務局郡山支局庁舎」 (土地:2,023㎡、建物:建1,019㎡・延1,937㎡)	H24.7.31
福島県双葉町	町役場仮庁舎	福島県いわき市	財務省所管「旧福島地方法務局勿来出張所敷地」(土地:1,200㎡)	H24.10.29
宮城県仙台市	復興公営住宅	宮城県仙台市	財務省所管「旧検察庁職員宿舎敷地」(土地:2,618㎡)	H24.11.29
福島県	復興公営住宅	福島県会津若松市	財務省所管「旧合同宿舎門田住宅敷地」(土地:1,915㎡)	H25.3.29
福島県	復興公営住宅	福島県いわき市	財務省所管「旧東京地方検察庁いわき分室敷地」(土地:2,185㎡)	H26.3.20
福島県大熊町	町行政・町民コミュニティ拠点施設	福島県郡山市	財務省所管「旧郡山住宅(第二地区)」 (土地:2,592㎡、建物:建263㎡・延1,113㎡)	H27.10.28

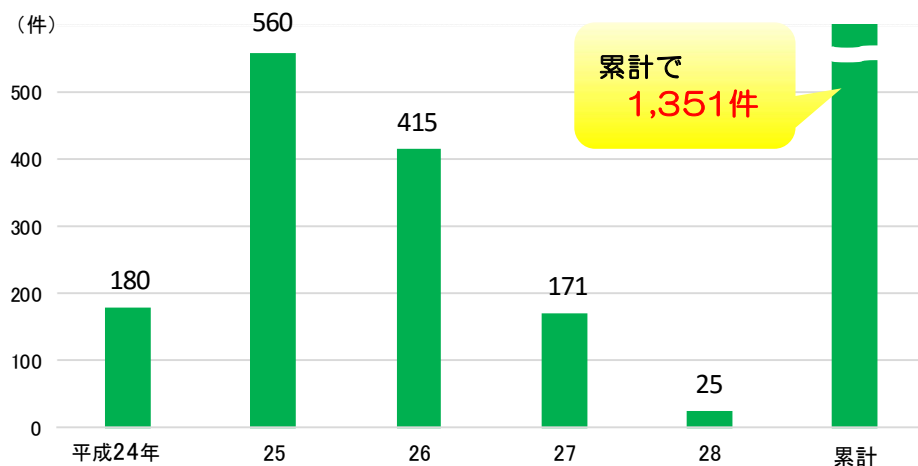
～東北地域の復旧・復興のために～

2. 金融上の取組み

(1)「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用支援

「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用を図るため、関係機関と緊密に連携し、その周知等を行っています。

債務整理成立件数の推移 (H28年12月末現在)



(参考) 相談受付件数						累計
H23年	24	25	26	27	28	
1,304	2,200	1,379	560	186	112	5,741

(注)平成23年は、8月22日(ガイドライン適用開始)から12月末までの件数。

出所: (一社)個人版私的整理ガイドライン運営委員会

周知活動状況

- 被災3県等の金融機関に対し、ガイドライン利用促進に係る要請文を发出
- 弁護士会、ガイドライン運営委員会、地元金融機関等と連携した無料相談会等を開催
- メディア・ミックス(テレビ・ラジオCM、ケーブルテレビ、電車中吊り広告、駅構内広告、バス内広告、新聞折込み等)を活用した広報を実施



住宅再建まるごと相談会の模様
(H29.3.4 岩手県陸前高田市)

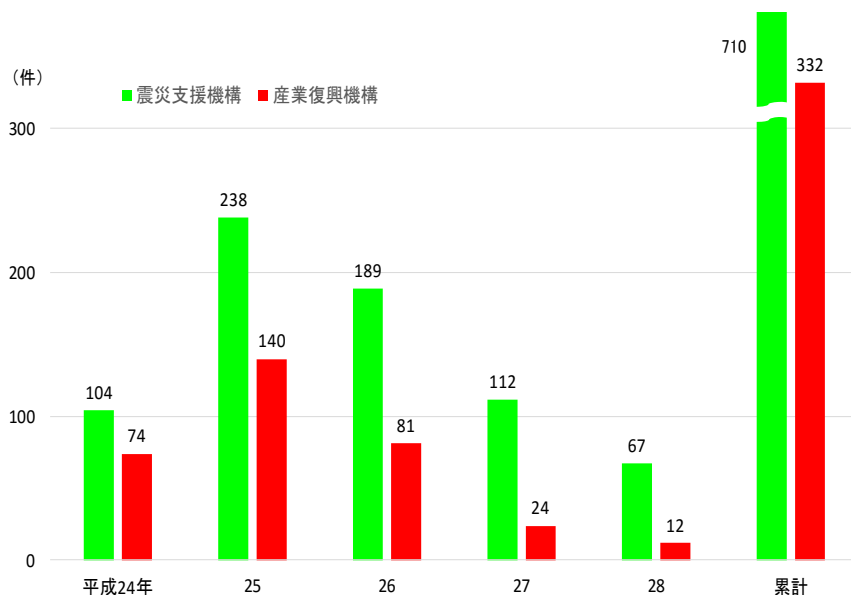
～東北地域の復旧・復興のために～

2. 金融上の取組み

(2) 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進

被災地の金融機関が、「産業復興機構」および「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用を含め、被災事業者の支援に積極的かつ継続的に貢献するよう、被災事業者支援を促しています。

支援件数の推移 (H28年12月末現在)



(注) 平成23年に産業復興機構の買取決定(1件)あり。

地域別の支援状況 (H28年12月末現在)

○支援決定数、買取決定数

機構名	合計	地域別				
		岩手	宮城	福島	青森	その他
震災支援機構	710	164	330	81	56	79
産業復興機構	332	110	141	45	0	36

○支援決定に向けて最終調整中

機構名	合計	地域別				
		岩手	宮城	福島	青森	その他
震災支援機構	40	3	26	5	0	6

出所: 東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業庁

～東北地域の復旧・復興のために～